

## 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案要綱

地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の必要がある。このため、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正することとする。

### 第一 題名等

#### 1. 題名

法律の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法」とすることとする。(題名関係)

#### 2. 機構の目的

株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とすることとする。(第1条関係)

#### 3. 商号

株式会社企業再生支援機構の商号を「株式会社地域経済活性化支援機構」(以下「機構」という。)とすることとする。(第5条関係)

### 第二 地域経済活性化支援委員会

企業再生支援委員会を「地域経済活性化支援委員会」とし、その決定事項を、再生支援等をするかどうかの決定のうち、認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものとする。(第15条・第16条関係)

### 第三 業務の範囲

機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加することとする。

1. 特定信託引受決定の対象となった事業者に対して金融機関等(当該事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。)が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。)
2. 特定出資決定の対象となった株式会社に対する優先株式による出資又は劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け(以下「特定出資」という。)
3. 特定専門家派遣決定の対象となった者に対する地域経済の活性化に資する事業活動

(以下「地域経済活性化事業活動」という。)に関する専門家等の派遣(以下「特定専門家派遣」という。)

4. 地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社の経営管理(以下「特定経営管理」という。)

(第22条第1項関係)

#### 第四 支援基準

主務大臣は、機構が、特定信託引受け、特定出資、特定専門家派遣又は特定経営管理を行うかどうかを決定するに当たって従うべき支援基準を定めることとする。

(第24条第1項関係)

#### 第五 業務の実施

##### 1. 再生支援決定等

(1) 機構は、再生支援決定等を行ったときは、速やかに主務大臣にその旨を報告しなければならないこととする。(第25条第7項、第28条第4項、第31条第2項関係)

(2) 再生支援決定は平成30年3月31日までに行わなければならないこととする。

(第25条第8項関係)

##### 2. 特定信託引受決定

過大な債務を負っている事業者であって、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとするものは、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みができることとする。

(第32条の2関係)

##### 3. 特定出資決定

中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得することにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができることとする。

(第32条の3関係)

##### 4. 特定専門家派遣決定

金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者は、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができることとする。

(第32条の4関係)

##### 5. 特定経営管理決定

機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従って、特定経営管理をする旨の決定を行わなければならないこととする。(第32条の5関係)

## 6. 債権等の譲渡その他の処分の決定等

- (1) 機構は、再生支援対象事業者等に対する債権等の譲渡その他の処分の決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならないこととする。
- (2) 機構は、再生支援決定等の日から5年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないこととする。

(第33条関係)

## 7. 公表

機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要な事項を公表しなければならないこととする。(第34条関係)

## 8. 社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例

裁判所は、機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮しなければならないこととする。(第34条の2・第34条の3関係)

## 9. 資料の提出

機構による資料の提出の求めについて、業務の追加を踏まえた所要の規定を整備することとする。(第38条関係)

## 第六 国庫納付金

機構は、剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができることとする。(第40条の2関係)

## 第七 課税の特例

機構が債権の買取りにより不動産に関する権利その他政令で定める権利(以下「不動産権利等」という。)の取得をした場合には、当該不動産権利等の移転の登記については、登録免許税を課さないこととする。(第60条関係)

## 第八 金融機関等との連携

機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならないこととする。(第64条関係)

## 第九 附則

この法律の施行期日を定めること、この法律の施行に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。(附則関係)